秋田県条件付き一般競争入札公告（総合評価落札方式）

次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６の規定により公告する。

令和８年１１月５日

（契約担当者）秋田県鹿角地域振興局長　大友　秀樹

１　工事概要等

（１）工事概要は、当該「工事別発注概要書」（以下「発注概要書」という。）による。

（２）本工事は、地方自治法施行令第１６７条の１０の２の規定に基づき、価格の他に、価格以外の技術的な要素等（以下「技術力等」という。）を総合的に評価し、最も評価の高い入札者を落札者として決定する総合評価落札方式の適用工事である。

（３）本工事は、入札参加資格確認申請、入札等の手続を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札システムによりがたい者（秋田県公共事業電子入札運用基準（以下「電子入札運用基準」という。）第９又は第１０の規定により入札執行者が認めた場合に限る。）にあっては、紙入札方式によることができる。

２　入札参加資格

入札に参加する資格を有する者は、次のすべての要件を満たしている者とする。

（１）地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

（２）秋田県建設業者等級格付名簿（ 発注概要書に示す格付工種及び等級）に登載されていること。

（３）建設業法（昭和２４年法律第１００号）第３条の規定による建設業の許可（発注概要書に示す許可業種及び許可区分）を受けていること。

（４）発注概要書に示す許可業種について、請負契約を締結する日の１年７月前の日の直後の事業年度終了の日以降に建設業法第２７条の２３の規定による経営事項審査を受けていること。

（５）競争入札参加資格確認申請期限の日から落札決定の日までの間において、「秋田県建設工事入札参加資格者指名停止基準」に基づく指名停止又は「指名の基準に関する運用基準について」に基づく指名差し控えの措置を受けていないこと。

（６）営業所の所在地について、次のいずれかに該当すること。

①　建設業法第３条に規定する営業所のうち、発注概要書に示す営業所を有すること。

②「建設業者の合併等に伴う入札参加資格審査及び入札参加機会の確保に関する特例要領」（以下「特例要領」という。）第５第４項（平成２３年５月１日改正前の特例要領第６第

４項又は第５項を含む。）の規定（以下「合併特例」という。）に基づく営業所のうち、発注概要書に示す営業所を有すること。

（７）本工事に配置する監理技術者、主任技術者又は秋田県総合評価落札方式専任補助者（以下「監理技術者等」という。）は次により配置されなければならないこと。

① 発注概要書により専任の監理技術者等を要する場合

発注概要書に示す配置予定技術者の資格を有する者（当該入札参加者と直接的な雇用関係にあり、かつ入札参加資格確認申請期限の日以前に３月以上の恒常的な雇用関係（「監理技術者等の工事現場における専任配置等について」（平成１６年３月３１日付け建管－３０９７）４の２）のただし書き以下の要件に該当する場合を含む。以下同じ。）にある者に限る。）を専任で配置できること。

② 発注概要書により専任を要しない主任技術者を要する場合

当該入札参加者と直接的な雇用関係にあり、かつ入札参加資格確認申請期限の日以前に３月以上の恒常的な雇用関係にある者を本工事の主任技術者として配置できること。（ただし、本工事の契約工期中に、他工事に専任若しくは常駐で配置される者を除く。）

（８）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

（９）本工事の計画業務又は設計業務（これらの業務と一体的に行われる調査業務を含む。）を行った者でないこと。

(10) 秋田県税に滞納がない者であること及び社会保険に加入し、かつ社会保険料に滞納がない者（適用除外事業所を除く。）であること。

(11) 秋田県公共事業電子入札運用基準（以下「電子入札運用基準」という。）第３に基づく利用者登録を行っていること。

(12) その他の入札参加資格要件は、発注概要書に記載のとおりであること。

(13) 総合評価に係る技術提案等の内容が適正であること。

３　総合評価に関する事項

（１）秋田県総合評価落札方式試行要綱第５条に規定する評価方式は、発注概要書による。

（２）総合評価は、入札価格に基づく価格評価点と価格以外の評価項目に係る「技術評価点」を加算した総合評価点をもって行う。

総合評価点　＝　価格評価点　＋　技術評価点

（３）価格評価点は、予定価格と調査基準価格（低入札価格調査を行う基準となる価格）との関係から、次式により算定する。

ア）入札価格≧調査基準価格の場合

価格評価点 ＝（１００－Ｘ）（１－入札価格／予定価格）

イ）入札価格＜調査基準価格の場合

価格評価点 ＝（１００－Ｘ）{（１－調査基準価格／予定価格）

＋０．５（調査基準価格－入札価格）／予定価格}

ア)、イ）式において、 Ｘは技術評価点の配点（最高点）

（４）技術評価点の配点、技術評価点の計算式、技術評価点に関する評価項目、基準配点、及び落札者が履行義務を負う項目は、発注概要書による。

４　技術提案等の履行の確保

（１）落札者が提示した施工計画や技術提案、実績等評価項目のうち履行義務を伴うもの（以下「技術提案等」という。）が不履行の場合には、発注者と落札者との間で責任の所在を協議するものとする。

（２）協議の結果、落札者の責任により履行がなされなかった場合の取扱いとして、再度の履行が可能であると認められるものについては、その内容を履行するものとする。

（３）再度の履行が困難又は合理的でないと認められないものについては、発注者は、契約金額の減額、損害賠償、指名差し控えや指名停止等の措置を行うことができる。併せて工事成績評定点の減ずる措置を行う。

（４）技術資料に虚偽の記載があったことが、契約後に判明した場合も、同様の措置を行うものとする。

５　入札参加資格確認申請等

（１）入札参加申請に必要な資料等の配布

「秋田県電子入札システム」の入札情報サービスによる。

（２）入札参加資格申請書の提出

入札に参加しようとする者は、発注概要書に従い競争入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料（以下「入札参加資格確認申請書等」という。）を発注概要書に示す期限内に「秋田県電子入札システム」により提出すること。なお、電子入札運用基準に基づき入札執行者が紙入札方式によることを認めた場合は、発注概要書に示す提出先及び期限内に一部提出すること。

（３）技術資料の提出

入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書等の提出の際に、発注概要書に示す技術資料を併せて提出するものとする。なお技術資料は、次により取り扱うものとする。

①　技術資料の作成等に要する費用は、入札者の負担とする。

②　技術資料の提出後における内容の変更は認めないものとする。

③　技術資料の返却は行わないものとする。

④　施工計画及び技術提案を求める場合にあっては、その内容については公表しないものとする。

（４）入札参加資格の確認

※企業実績評価型の場合

入札参加資格の確認は、開札後に、原則として、落札者とするための確認を行う必要がある入札参加者（以下「落札候補者」という。）について行い、その他の者については確認は行わないものとする。

※施工計画型、技術提案型の場合

入札参加資格の確認は、全ての入札者について開札前に行うものとする。

（５）入札参加の辞退

入札参加資格確認申請書等を提出した者は、当該申請書等を提出したあと落札者が決定されるまでの間において入札参加資格を有しないこととなったときは、開札前にあっては入札辞退届を、開札後にあってはその旨を記載した届出書を速やかに提出しなければならない。

（６）設計図書等の閲覧

① 本工事に係る仕様書、図面、契約書案、金額を記載しない内訳書、入札心得及び入札参加にあたっての留意事項（以下「設計図書等」という。）の閲覧は、電子入札システムの入札情報サービスによる。

② 設計図書等については、建設工事設計図書等複写機関名簿に記載された複写機関において実費を負担した上で複写することができる。

③ 閲覧期間は発注概要書に示すとおりとする。

（７）設計図書等に対する質問及び回答

設計図書等に対する質問・回答は、電子入札システムにより行うものとし、質問期限及び回答期限は発注概要書に示すとおりとする。

６　入札保証金及び契約保証金

（１）入札保証金

免除する。

（２）契約保証金

請負代金額の１０分の１以上（低入札価格調査を経て契約を締結する場合にあっては１０分の３以上）の金額とする。（ただし、予定価格５００万円未満の工事にあっては、原則として契約保証金を免除する。）なお、納付方法等については、秋田県財務規則（昭和３９年秋田県規則第４号。以下「規則」という。）の規定による。

７　入札書等の提出等

（１）提出方法

発注概要書に示す期限内に「秋田県電子入札システム」により提出すること。なお、電子入札運用基準に基づき入札執行者が紙入札方式によることを認めた場合は、発注概要書に示す提出先及び開札予定時刻までに、入札書を持参して提出するとともに開札に立ち会わなければならない。

（２）入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する金額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

（３）見積内訳明細書の提出

見積内訳明細書を入札書の提出に合わせて提出すること。なお、提出方法については入札書の提出方法に準ずるものとし、見積内訳明細書の取扱いについては「入札時における見積内訳明細書の取扱要領」（平成２７年３月２日建政－１９００）によるものとする。

（４）その他

① 入札執行回数は、１回とする。（ただし、予定価格を入札公告時に公表しない場合にあっては２回までとする。）

② 開札の結果、入札参加者が１者であった場合であっても、入札を執行するものとする。（ただし、発注概要書に「入札参加者が１者であった場合は、秋田県条件付き一般競争入札実施要綱第１０条第３項の規定にかかわらず入札の執行を取り止める。」旨の記載がある場合は、この限りではない。）

８　技術資料の審査

※企業実績評価型の場合

（１）技術資料の審査は、技術資料記載事項の確認、評価項目及び評価基準との照合について行うものとし、原則として、ヒアリングは実施しない。ただし、契約担当者が必要と認めた場合は入札者に説明を求めることができる。

（２）入札者の技術資料の審査については、開札後に、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、入札価格に基づく価格点と入札者の自己評価に基づく技術評価点を加算した総合評価点の最も高い者について行うものとする。ただし、技術評価点は入札者の自己評価点を限度とし、審査後の技術評価点が自己評価点を下回る場合は審査後の評価点とする。

（３）（２）において、入札価格に基づく価格点と入札者の自己評価に基づく技術評価点を加算した総合評価点の最も高い者が２者以上であるときは、秋田県公共事業電子入札運用基準第１６に定めるくじの方法により順位を決定し、最上位者について技術資料の審査を行うものとする。

（４）（２）、（３）の審査の結果、総合評価点の第１位の者に変動が生じた場合は、変動後の総合評価点の最も高い者について（２）、（３）の審査を行い、総合評価点の第１位の者が決定するまで同じ作業を繰り返すものとする。

（５）契約担当者は、入札者が１者であった場合や、予定価格の制限の範囲内で入札した者が１

者である場合においては、技術資料の審査を省略することができるものとし、その場合は、入札価格に基づく価格点と入札者の自己評価に基づく技術評価点を加算した総合評価点をもって第１位の者とする。

※施工計画型、技術提案型の場合

（１）技術資料の審査は、技術資料記載事項の確認、評価項目及び評価基準との照合、施工計画又は技術提案の妥当性について行うものとし、原則として、ヒアリングは実施しない。ただし、契約担当者が必要と認めた場合は入札者に説明を求めることができる。

（２）技術資料の審査については、入札参加資格の確認と併せて全ての入札者について開札前に行うものとする。

９　落札者の決定方法

※企業実績評価型の場合

（１）予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、８（２）、（３）に基づく技術資料の審査後の総合評価点が最も高い者を落札候補者とする。なお、入札者が１者であった場合は、８（５）に基づくの第１位の者を落札候補者とする。

（２）（１）の落札候補者について入札参加資格の確認を行い、資格を有することが確認された場合であって次のいずれにも該当しないときは、当該落札候補者を落札者とする。

①　落札候補者の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき

②　落札候補者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるとき

（３）（２）によって落札者が決定しなかった場合は、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、８（２）に基づく審査後の総合評価点が当該落札候補者の次に高い者（該当する者が２者以上である場合は８（３）の方法により最上位者を決定する。ただし、８（３）のくじにより決定された者である場合は当該くじの次順位者とする。）を落札候補者とし、（２）の確認等を行うものとする。

（４）落札者が決定するまで、上記方法を順次繰り返すものとする。

（５）契約担当者は、（２）において入札参加資格を有しないことと決定したときは、資格なしと決定された理由を明らかにした資格確認結果通知書を当該落札候補者に通知するものとする。

（６）（５）の通知を受けた者は、当該通知の日の翌日から起算して２日（秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第２９号）第１条第１項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に、契約担当者に対して書面により資格なしと決定された理由についての説明を請求することができる。なお、（５）の通知を受けた者は、当該請求をしなかった場合にあっては、入札結果の公表が行われた日の翌日から起算して１０日（休日を含まない。）以内に、契約担当者に対して苦情の申立を行うことができる。

（７）落札者となった者は、秋田県に納付（納入）すべき県税に滞納がないことを証する書面及び社会保険料に滞納がないことの確認を受けた書面を速やかに提出しなければならない。

（８）落札者となった者は、建設業法第２０条の２第２項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認められるときは、落札決定から契約締結までに、契約担当者に対し、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知しなければならない。

※施工計画型、技術提案型の場合

（１）予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、技術資料の審査後の総合評価点が最も高い者を落札候補者とする。この場合において、総合評価点が最も高い者が２者以上であるときは、電子入札運用基準第１６に定めるくじの方法により順位を決定し、最上位者を落札候補者とする。

（２）（１）の落札候補者について入札参加資格を有することが確認された場合であって次のいずれにも該当しないときは、当該落札候補者を落札者とする。

① 落札候補者の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき

② 落札候補者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるとき

（３）（２）によって落札者が決定しなかった場合は、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、総合評価点が当該落札候補者の次に高い者（該当する者が２者以上である場合は（１）後段の方法により最上位者を決定する。ただし、当該落札候補者がくじにより決定された者である場合は当該くじの次順位者とする。）を落札候補者とし、（２）の確認等を行うものとする。

（４）落札者が決定するまで、上記方法を順次繰り返すものとする。

（５）契約担当者は、（２）において入札参加資格を有しないことと決定したときは、資格なしと決定された理由を明らかにした資格確認結果通知書を当該落札候補者に通知するものとする。

（６）（５）の通知を受けた者は、当該通知の日の翌日から起算して２日（秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第２９号）第１条第１項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に、契約担当者に対して書面により資格なしと決定された理由についての説明を請求することができる。なお、（５）の通知を受けた者は、当該請求をしなかった場合にあっては、入札結果の公表が行われた日の翌日から起算して１０日（休日を含まない。）以内に、契約担当者に対して苦情の申立を行うことができる。

（７）落札者となった者は、秋田県に納付（納入）すべき県税に滞納がないことを証する書面及び社会保険料に滞納がないことの確認を受けた書面を速やかに提出しなければならない。

（８）落札者となった者は、建設業法第２０条の２第２項の規定に基づき、工期又は請負代金の

額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認められるときは、落札決定から契約締結までに、契約担当者に対し、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知しなければならない。

１０　入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

（１）入札参加資格がないことが確認された者のした入札

（２）開札日から落札決定の日までの間において、２に掲げる要件を満たさないこととなったことが確認された者のした入札

（３）同一の入札について２以上の入札をした者の入札

（４）同一の入札について２人以上の入札者の代理人となった者の入札

（５）談合その他不正の行為によって行われたと認められる入札

（６）入札書の記載事項が脱落し、若しくは不明瞭で判読できない入札又は首標金額を訂正した入札

（７）委任状を持参しない代理人のした入札

（８）記名押印を欠く入札（電子入札システムによる場合にあっては電子証明書を取得していない者のした入札）

（９）紙入札方式により入札書を提出した者のうち開札に立ち会わなかったもののした入札

(10) 見積内訳明細書を提出しなかった落札候補者又は提出された見積内訳明細書が次のいずれかに該当する場合における当該見積内訳明細書を提出した落札候補者のした入札

①　提出者の商号若しくは名称の記載がないもの又は記載に誤りがあるもの

②　建設工事の件名の記載がないもの

③　工事価格の記載がないもの又は工事価格と入札金額が異なるもの

④　入札金額の内訳の記載がないもの

(11) 上記に定めるもののほか、指示した条件に違反すると認められる入札

１１　配置予定技術者（監理技術者等の専任配置を要する場合）

（１）落札者は、入札参加資格確認申請書等に記載した配置予定技術者を当該工事の現場に専任で配置しなければならない。

（２）入札参加者は、他の工事の入札において落札したことにより入札参加資格確認申請書等に記載した配置予定技術者を本工事に配置することができなくなった場合は、その旨を速やかに契約担当者に報告しなければならない。

（３）本工事に技術者を配置することができなくなった入札参加者がすでに落札決定されているときは、当該落札者のした入札は無効とみなすものとする。

１２　その他

（１）入札に関する説明会及び現場説明会は、実施しない。

（２）入札参加資格に関するヒアリングは、実施しない。ただし、必要と認めた場合には説明を求めることがある。

（３）工期は、事情により変更することがある。

（４）入札参加者は、設計図書等を熟知し、入札心得及び入札にあたっての留意事項を遵守しなければならない。

（５）低入札価格調査制度の運用については、秋田県低入札価格調査取扱要綱及び秋田県低入札価格調査取扱実施要領によるほか、次によるものとする。

※企業実績評価型の場合

この場合において、同要綱第３条中「最低の価格」とあるのは「入札した者の入札価格に基づく価格評価点と入札者の自己評価に基づく技術評価点を加算した総合評価点の最も高い者の入札価格」と、第６条中「最低入札価格に次いで低い価格」とあるのは「入札した者の入札価格に基づく価格評価点と入札者の自己評価に基づく技術評価点を加算した総合評価点の最も高い者に次いで高い総合評価点をもって入札した者の入札価格」と、第７条中「最低価格」とあるのは「入札価格に基づく価格評価点と入札者の自己評価に基づく技術評価点を加算した総合評価点の最も高い」と読み替える。

※施工計画型、技術提案型の場合

この場合において、同要綱第３条中「最低の価格」とあるのは「最も高い総合評価点をもって入札した者の入札価格」と、第６条中「最低入札価格に次いで低い価格」とあるのは「最も高い総合評価点をもって入札した者に次いで高い総合評価点をもって入札した者の入札価格」と、第７条中「最低価格」とあるのは「最も高い総合評価点」と読み替える。

①　入札参加者は、低入札価格調査の対象となった場合は、調査の円滑な実施に協力しなければならない。

②　低入札価格調査を経て契約を締結する場合は、契約書案にかかわらず、契約の保証の額及び違約金の額を請負代金額の１０分の３以上とするとともに、前払金の額を請負代金額の１０分の２以内とする。

③　落札者は、低入札価格調査を経て契約を締結する場合は、本工事において求められる監理技術者等の要件と同一の要件（工事経歴に関する要件を除く。）及び配置要件を満たす者１名を、監理技術者等とは別に配置しなければならない。入札参加申請時に秋田県総合評価落札方式専任補助者（以下「専任補助者」という。）の配置を選択した工事において低入札価格調査を経て契約をする場合は、専任補助者の予定者を増員技術者（現場代理人と兼務）として配置するものとする。（契約後は専任補助者として取り扱わない。）

なお、増員配置される技術者は、施工中、監理技術者等を補助し、監理技術者等の職務と同様の職務を行うものとする。

また、当該技術者を配置することとなった場合には、その氏名その他必要な事項を監理技術者等の通知と同様に契約担当者あて通知しなければならない。

④　低入札価格調査を経て契約を締結した場合において、下請負に付したときは、低価格受注によって下請負人へのしわ寄せが生じることのないよう配慮しなければならない。また、別に定める工事コスト調査の対象とされたときは、調査の円滑な実施に協力しなければならない。

⑤　低入札受注（低入札価格調査を経て契約を締結することをいう。）が繰り返された場合は、「指名の基準に関する運用基準について」に基づき、指名差し控えの措置を講じるものとする。

（６）発注概要書により余裕期間を設定する工事にあっては、その取扱いについては、余裕期間設定工事実施要綱（秋田県建設部長通知、平成２９年２月１７日付け建政－１４８８）によるものとする。

（７）落札決定通知日は、事情により変更することがある。

（８）落札決定から契約締結までの間において、落札者が２に掲げる要件を満たさないこととなった場合は、契約担当者は、当該落札者と契約を締結しないことができる。

（９）本公告に定めのない事項については、地方自治法、地方自治法施行令、規則及び秋田県条件付き一般競争入札実施要綱、秋田県総合評価落札方式試行要綱、秋田県総合評価落札方式（建設工事）運用の手引きの定めるところによる。

工事別発注概要書

A. 入札参加資格等

工事番号	08-0002-10		
工事名	令和　8年度 河川災害復旧工事		
工事場所	一級河川　根市川(左岸)　鹿角市花輪字小又　地内		
予定工期	令和 9年 3月31日 まで		
工事概要	復旧延長　左岸　L＝27．7m 護岸工　コンクリートブロック張　190m2 護岸工　平張コンクリートブロック　4m2		
予定価格	23,463,000　円(消費税及び地方消費税を含む。)		
低入札価格調査制度適用の有無			有
総合評価落札方式適用の有無			有
入札参加形態			単体
入札参加資格要件	令和8年度秋田県建設業者等級格付名簿	格付工種	一般土木 工事
		等級	B 級
	建設業法第3条規定	許可業種	土木 工事業
		許可区分	特定又は一般建設業許可
		営業所の所在地	主たる営業所が　鹿角管内(鹿角市、鹿角郡)
	合併特例に基づく営業所の所在地		鹿角管内(鹿角市、鹿角郡)
	同種工事の施工実績(※)	有効期間	不要
		工事の内容	不要
		共同企業体出資比率	不要
	総合評定値(建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第21条の3の規定により算出された直近値)(※)		不要
	主任技術者の当該工事での役割		専任を要しない主任技術者
その他の事項	入札参加申し込みの際に、主任技術者の配置又は若手技術者等及び専任補助者の配置のどちらかを選択すること。		

※の項目は、入札参加資格として必要がある場合のみ記載

工事別発注概要書

B. 入札関係書類提出方法等　　**（工事番号:　08-0002-10　）**

入札参加資格確認申請書の提出等	提出期間（サーバー停止時間は除く）		令和 8 年 11 月 5 日（木）午前 9 時から
			令和 8 年 11 月 19 日（木）午後 5 時まで
	提出書類等		ア 競争入札参加資格確認申請書　（様式1号） イ 配置予定技術者の資格・工事経歴等及びその添付書類　（様式3号） ウ 総合評価に係る技術資料
	提出方法・提出先	秋田県電子入札システム	アの提出不要
		紙入札方式を承認された者は	秋田県鹿角地域振興局 総務企画部 総務経理課 総務経理チームへ上記の提出書類等を全て1部持参
設計図書等の閲覧期間			令和 8 年 11 月 5 日（木）から
			令和 8 年 11 月 25 日（水）まで
設計図書等に対する質問期限			令和 8 年 11 月 17 日（火）まで
設計図書等に対する回答期限			令和 8 年 11 月 19 日（木）まで
入札書の提出期間（サーバー停止時間は除く）			令和 8 年 11 月 20 日（金）午前 9 時から
			令和 8 年 11 月 25 日（水）午後 4 時まで
紙入札者の入札書の提出先			秋田県鹿角地域振興局 総務企画部 総務経理課 総務経理チーム
開札予定時刻			令和 8 年 11 月 26 日（木）午前 9 時
落札決定通知日（予定）			令和 8 年 11 月 30 日（月）
問い合わせ先	入札に関する事項	機関	秋田県鹿角地域振興局 総務企画部 総務経理課 総務経理チーム
		所在	秋田県鹿角市花輪字六月田1
		電話	0186－22－0458
	設計図書等に関する事項	機関	秋田県鹿角地域振興局 建設部 企画・用地課 企画監理チーム
		所在	秋田県鹿角市花輪字六月田1
		電話	0186－23－2301
その他の事項			

工事別発注概要書

C. 総合評価に関する事項　　（工事番号:08－0002－10）

評価方式	企業実績評価型（Ⅱ型）	
技術評価点の配点	実績等評価項目の配点（B_1）	20　点
	実績等評価項目の基準配点の合計（b_1）	25　点
	施工計画の配点（B_2）	0　点
	技術提案の配点（B_3）	0　点
	合計（X）　※B_1＋B_2＋B_3	20　点
技術評価点の計算式	技術評価点 ＝ 実績等評価分に係る獲得点数 × B_1 ／ b_1 ＋施工計画に係る獲得点数 ＋ 技術提案に係る獲得点数 （※　小数点以下第5位を四捨五入4位止め）	
価格評価点の配点	100点－技術評価点の合計（X）	80　点

総合評価に係る技術資料	総合評価落札方式【建設工事】「実績等評価項目」様式及び確認根拠資料　※必須
	職業体験等受入実施証明書（別記様式1）　※必要に応じ添付
	施工計画（施工計画様式－1～3）　※施工計画型の場合に添付
	技術提案書（技術提案様式）　※技術提案型の場合に添付

技術評価点の評価項目		基準配点、評価基準、提出様式等	
1	企業の同種工事の施工実績	基準配点	2　点
		評価基準	秋田県総合評価落札方式運用の手引きによる。
		同種工事	河川工事における護岸工
		類似工事	－
2	企業の同格付工種における工事成績評定点（平均点）	基準配点	3　点
		評価基準	秋田県総合評価落札方式運用の手引きによる。
		同格付工種	一般土木工事
		該当年度	令和7年度の工事成績評定点とする。
3（Ⅰ）	企業の秋田県優良建設産業表彰等の実績の有無	基準配点	－　点
		評価基準	秋田県総合評価落札方式運用の手引きによる。
		同格付工種	
3（Ⅱ）	企業の秋田県優良建設産業表彰等の実績の有無	基準配点	1　点
		評価基準	秋田県総合評価落札方式運用の手引きによる。
		同格付工種	一般土木工事
4-1	主たる営業所の所在	基準配点	－　点
		評価基準	秋田県総合評価落札方式運用の手引きによる。
		評価する営業所	
4-2	主たる営業所の所在	基準配点	－　点
		評価基準	秋田県総合評価落札方式運用の手引きによる。
		評価する営業所	
4-3	主たる営業所の所在	基準配点	－　点
		評価基準	秋田県総合評価落札方式運用の手引きによる。
		評価する営業所	

5	秋田県との諸協定に基づく活動実績	基準配点	－　点
		評価基準	秋田県総合評価落札方式運用の手引きによる。
6	企業の特定工事の受注実績	基準配点	3　点
		評価基準	秋田県総合評価落札方式運用の手引きによる。
7	企業の雇用・女性活躍推進に向けた取組	基準配点	4　点
		評価基準	秋田県総合評価落札方式運用の手引きによる。
8	モデル工事への取組	基準配点	1　点
		評価基準	秋田県総合評価落札方式運用の手引きによる。
		評価内容	－
			女性技術者活躍工事
9	企業の賃金水準の向上に向けた取組	基準配点	2　点
		評価基準	秋田県総合評価落札方式運用の手引きによる。
10	建設技能者を大切にする企業の自主宣言の有無	基準配点	1　点
		評価基準	秋田県総合評価落札方式運用の手引きによる。
11	主要材料の製造・施工の管理体制	基準配点	－　点
		評価基準	秋田県総合評価落札方式運用の手引きによる。
		対象プラント	
		履行義務	有
		履行がなされなかった場合の工事成績評定点を減ずる措置の内容	履行率に応じて、次の通り減点する。
			・履行率が50%未満　－5点 ・履行率が50%以上70%未満　－3点 ・履行率が70%以上100%未満　－1点
12	船舶の所有状況 （海上土木工事について適用）	基準配点	－　点
		評価基準	秋田県総合評価落札方式運用の手引きによる。
13	舗装機械の所有状況 （舗装工事について適用）	基準配点	－　点
		評価基準	秋田県総合評価落札方式運用の手引きによる。
14	建築物解体機械の所有状況 （建物解体工事について適用）	基準配点	－　点
		評価基準	秋田県総合評価落札方式運用の手引きによる。
15	公共土木施設の 維持管理業務の実績	基準配点	1　点
		評価基準	秋田県総合評価落札方式運用の手引きによる。
16	低入札受注による警告、指名差し控え、指名停止	基準配点	0　点（－2点）
		評価基準	秋田県総合評価落札方式運用の手引きによる。
17	若手又は女性技術者の育成	基準配点	2　点
		評価基準	秋田県総合評価落札方式運用の手引きによる。
18	配置予定技術者の同種工事の施工実績	基準配点	2　点
		評価基準	秋田県総合評価落札方式運用の手引きによる。
		同種工事	河川工事における護岸工
		類似工事	－
19	配置予定技術者の 工事成績評定点（最高点）	基準配点	3　点
		評価基準	秋田県総合評価落札方式運用の手引きによる。
		同格付工種	一般土木工事

20	配置予定技術者の 継続教育（CPD）の取組	基準配点	－ 点	
		評価基準	秋田県総合評価落札方式運用の手引きによる。	
21	配置予定技術者の保有資格	基準配点	－ 点	
		評価基準		－ 点
				－ 点
			秋田県総合評価落札方式運用の手引きによる。	
22	登録基幹技能者等の配置	基準配点	－ 点	
		評価基準	秋田県総合評価落札方式運用の手引きによる。	
		主たる工種		
		履行義務	有	
		履行がなされなかった場合の工事成績評定点を減ずる措置の内容	履行がなされなかった場合、５点減点する。	
23	熟練技能者の現場配置	基準配点	－ 点	
		評価基準	秋田県総合評価落札方式運用の手引きによる。	
		履行義務	有	
		履行がなされなかった場合の工事成績評定点を減ずる措置の内容	履行がなされなかった場合、５点減点する。	